

## 契 約 書 (案)

札幌市(以下「発注者」という。 )と (以下「受注者」という。 )との間において、札幌市〇〇破碎工場(以下「工場」という。 )における破碎回収鉄くず(以下「回収金属」という。 )の売払いについて、次のとおり契約を締結する。

(売払い物品)

第1条 発注者は、工場のごみ処理過程における回収金属を受注者に売払うものとし、受注者はその全量を引き受けるものとする。

(売払い価格及び期間)

第2条 売払い価格は、工場搬出時の回収金属の実量 1トンにつき〇〇円に消費税及び地方消費税の額として、10/100に相当する額を加算した金額とする。

2 売払い期間は、令和3年4月1日から令和3年9月30日までとする。

(契約保証金)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額(発注者があらかじめ示した予定数量に契約単価を乗じて得た額に、当該金額に消費税及び地方消費税の額として契約を締結した時点において適用される税率を乗じて得た額を加算した金額のことをいう。以下同じ。 )の100分の10以上としなければならない。

(回収金属の引渡し場所)

第4条 受注者は、回収金属を発注者の工場において引渡しを受けるものとする。

(売払い代金の徴収)

第5条 回収金属の売払い代金の算定は、次の算式による。

発注者は、売払い価格から消費税及び地方消費税額分を除いた額×1ヶ月の搬出量×110/100(消費税及び地方消費税加算分)の算式により計算することとし、1円未満の端数が生じた場合は、それを切捨てとする。

2 当月分合計搬出量に100kg未満の端数が生じた場合には、切捨てするものとする。

3 受注者は、発注者が発行した納入通知書により、指定期日までに売払い代金を納入しなければならない。

(回収金属の取扱い)

第6条 受注者は、発注者の工場の運転に支障がないように、速やかに回収金属を搬出しなければならない。

2 受注者は、回収金属の搬出及び処理を行うにあたり、関係法規を遵守し、環境衛生上支障のないように確実な管理、取扱いを行うとともに、発注者の指示に従わなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第7条 受注者は、この契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡又は承継してはならない。(契

約の解除等)

第8条 発注者は、受注者が次の各号に該当したときは契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく回収金属の搬出を止めたとき。
- (2) 不正行為があったとき。
- (3) この契約条項に違反したとき。
- (4) 受注者の都合により、この契約の解除の申し出があったとき。
- (5) 前号に掲げるもののほか、法令等に違反し社会的信用を著しく傷つけたとき。

2 発注者は、前項各号により契約を解除したときは、契約を解除した日の翌日から起算して令和3年9月30日までの回収金属搬出トン数に第2条の売払い価格を乗じた金額の10分の1に相当する賠償金を徴収できるものとする。

(売払い価格の改定)

第9条 契約期間中において、経済情勢の変動等により第2条の価格が時価に比して著しく不相当であることを発注者と受注者双方が認めたときは、協議のうえ価格を改定することができるものとする。

(協議事項)

第10条 前各条のほか、この契約に定めない事項及び疑義が生じた事項については発注者と受注者双方が協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第11条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

第12条 この契約に定めるもののほか、発注者と受注者がともに札幌市契約規則及び関係法令の定めるところを誠実に守るものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、発注者と受注者がともに記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

令和3年 月 日

発注者 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市  
代表者 市長 秋元 克広 印

受注者

## 契 約 書 (案)

札幌市(以下「発注者」という。 )と (以下「受注者」という。 )との間において、札幌市〇〇破碎工場(以下「工場」という。 )における破碎回収アルミくず(以下「回収金属」という。 )の売払いについて、次のとおり契約を締結する。

## (売払い物品)

第1条 発注者は、工場のごみ処理過程における回収金属を受注者に売払うものとし、受注者はその全量を引き受けるものとする。

## (売払い価格及び期間)

第2条 売払い価格は、工場搬出時の回収金属の実量 1kgにつき〇〇円に消費税及び地方消費税の額として、10/100に相当する額を加算した金額とする。

2 売払い期間は、令和3年4月1日から令和3年9月30日までとする。

## (契約保証金)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額(発注者があらかじめ示した予定数量に契約単価を乗じて得た額に、当該金額に消費税及び地方消費税の額として契約を締結した時点において適用される税率を乗じて得た額を加算した金額のことをいう。以下同じ。 )の100分の10以上としなければならない。

## (回収金属の引渡し場所)

第4条 受注者は、回収金属を発注者の工場において引渡しを受けるものとする。

## (売払い代金の徴収)

第5条 回収金属の売払い代金の算定は、次の算式による。

発注者は、売払い価格から消費税及び地方消費税額分を除いた額×1ヶ月の搬出量×110/100(消費税及び地方消費税加算分)の算式により計算することとし、1円未満の端数が生じた場合は、それを切捨てとする。

2 当月分合計搬出量に10kg未満の端数が生じた場合には、切捨てするものとする。

3 受注者は、発注者が発行した納入通知書により、指定期日までに売払い代金を納入しなければならない。

## (回収金属の取扱い)

第6条 受注者は、発注者の工場の運転に支障がないように、速やかに回収金属を搬出しなければならない。

2 受注者は、回収金属の搬出及び処理を行うにあたり、関係法規を遵守し、環境衛生上支障のないように確実な管理、取扱いを行うとともに、発注者の指示に従わなければならない。

## (権利譲渡の禁止)

第7条 受注者は、この契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡又は承継してはならない。(契

約の解除等)

第8条 発注者は、受注者が次の各号に該当したときは契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく回収金属の搬出を止めたとき。
- (2) 不正行為があったとき。
- (3) この契約条項に違反したとき。
- (4) 受注者の都合により、この契約の解除の申し出があったとき。
- (5) 前号に掲げるもののほか、法令等に違反し社会的信用を著しく傷つけたとき。

2 発注者は、前項各号により契約を解除したときは、契約を解除した日の翌日から起算して令和3年9月30日までの回収金属搬出 kg 数に第2条の売払い価格を乗じた金額の10分の1に相当する賠償金を徴収できるものとする。

(売払い価格の改定)

第9条 契約期間中において、経済情勢の変動等により第2条の価格が時価に比して著しく不相当であることを発注者と受注者双方が認めたときは、協議のうえ価格を改定することができるものとする。

(協議事項)

第10条 前各条のほか、この契約に定めない事項及び疑義が生じた事項については発注者と受注者双方が協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第11条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

第12条 この契約に定めるもののほか、発注者と受注者がともに札幌市契約規則及び関係法令の定めるところを誠実に守るものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、発注者と受注者がともに記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

令和3年 月 日

発注者 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市  
代表者 市長 秋元 克広 印

受注者